

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 8 月 24 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

くろしおアリーナ自家発電設備オーバーホール業務委託

(2) 業務場所

くろしおアリーナ（高知市五台山 1736 番地 1）

(3) 業務概要

設置から 25 年以上が経過し、劣化が進んでいるくろしおアリーナの自家発電設備において、発電機盤内部機器のオーバーホールを行い、設備の信頼性と安全性を維持することを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで

(5) 業務内容

別添「くろしおアリーナ自家発電設備オーバーホール業務委託仕様書」のとおり

2 一般競争入札の方法

対面方式による一般競争入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

## 1 入札参加資格要件

この業務への入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知県内に本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有する者
- (3) 本市の令和 8・9 年度物件等競争入札参加有資格者（営業種目コードが電気・通信用機器・精密機械等のうち、区分「電源・発電装置」もしくは、建物・機械設備等保守のうち、区分「電気設備保守点検」に登録のある者）
- (4) 公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者
  - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
  - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員

## 2 競争入札参加資格審査の申請

- (1) 競争入札参加希望者（以下「申請者」という。）は、本市の競争入札参加資格審査を受けなければならない。
- (2) 申請者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）を提出する。
- (3) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。
  - ア 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）
  - イ 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 4 時 30 分まで（必着）
  - ウ 提出先 「11 問合せ先」のとおり

## 3 競争入札参加資格審査の結果の通知

- (1) 本市は、申請者に対する 2(1)の審査の結果について、当該申請者へ令和 8 年 9 月 10 日（木）に原則電子メールで通知する。

- (2) 本市から競争入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、その理由について文書をもって令和8年9月11日(金)までにスポーツ振興課に説明を求めることができる。

#### 4 入札参加資格の喪失

「3 競争入札参加資格審査の結果の通知」に定める通知後において、当該通知をされた者が「1 入札参加要件」に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

#### 5 質疑回答

- (1) 質疑(書類の記載方法等簡易なものを除く。)がある場合は、書面をもって質疑をすることができる。
- (2) (1)の質疑をしようとする者は、質疑書(様式第2号)に質疑事項を記載したものを提出する。
- (3) (2)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。
- ア 提出方法 ファックス又は電子メール  
(送信後、提出者は、「11 問合せ先」の電話番号へ書類到達の確認をすること。)
- イ 提出期限 令和8年8月31日(月)午後4時30分(必着)
- ウ 提出先 「11 問合せ先」のとおり
- (4) 本市は、質疑に対する回答を令和8年9月3日(木)までに次のURLに掲載する。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/76/kurosioari-na.html>
- (5) 質疑回答の取扱  
電話による質疑等は受付しない。

#### 6 入札への参加

- (1) 本市から競争入札参加資格を有する旨の通知を受けた者(以下「有資格者」という。)は、本競争入札への参加をすることができる。
- (2) 入札を実施する日時及び場所は、次のとおりとする。
- ア 日時 令和8年9月14日(月)午前10時00分
- イ 場所 高知市役所本庁舎3階 入札室(高知市本町5丁目1番45号)

#### 7 入札条件等に関する事項

- (1) 有資格者以外の者は、本入札に参加することができない。また、有資格者が資格要件を満たさなくなったとき又は資格要件に係る申請書類に虚偽の内容が含まれていることが判明したときは、本入札に参加することができない。
- (2) 入札に代表者以外の方(代理人)が参加する場合は、委任状(様式第4号)の提出が必要であり、委任状がないと入札に参加することができない。
- (3) 入札の回数は、3回までとする。
- (4) 予定価格以下で、入札を行ったもののうち、一番低い金額で入札した者を落札者とする。なお、一番低い金額で入札した者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書（様式第3号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書への代表者印又は代理人の押印は省略可能とする。押印を省略する場合は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）により代表者又は代理人の本人確認を行う。なお、入札書の押印を省略した場合で代表者又は代理人の本人確認ができなかった入札書は無効とする。ただし、代理入札における委任状の委任者（代表者、支店長等）の押印は省略できない。また、委任状の使用印欄に代理人使用印を押印した場合は、入札書への代理人使用印の押印を省略することはできない。
- (7) 高知市契約規則第8条第2号の規定により、入札保証金は、免除する。
- (8) 資格要件を満たさない者が行った入札及び高知市契約規則第20条に該当する入札は無効とする。

## 8 入札の無効

入札が次のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有さない者によって入札書が提出されたとき。
- (2) 入札書に記載された入札金額が訂正されているとき。
- (3) 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱（押印省略を除く。）し、又は不明なとき。
- (4) 所定の入札書以外の入札書を使用して入札を行ったとき。
- (5) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。
- (6) その他入札の条件に違反したとき。

## 9 競争入札の辞退

- (1) 有資格者は、本競争入札への参加の辞退をすることができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届（様式第5号）を提出する。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

ア 提出方法 ファックス又は電子メール

（送信後、提出者は、「11 問合せ先」の電話番号へ書類到達の確認をする。）

イ 提出期限 令和8年9月14日（月）午前10時00分まで

ウ 提出先 「11 問合せ先」のとおり

## 10 契約手続

- (1) 契約期限

ア 契約締結は、令和8年9月24日（木）までに行うこと。

イ 特段の理由なく契約手続を行わない場合は、落札者の決定の取消処分を行う。

ウ 本業務は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため（請書による場合を除く。）、希望する場合は、落札決定以降直ちに『高知市契約課様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法によりスポーツ振興課（kc-102300@city.kochi.lg.jp）に提出すること。

(2) 落札者の決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合、契約締結前にあっては落札者の決定取消しを行い、契約締結後にあっては契約の解除を行う。

ア 落札者（法人及び代表者並びに役員）が排除措置対象者に該当することが判明したとき、

又は暴力団の利益になり若しくはその恐れがあると認められることが判明した場合

イ 落札者が本入札に係る資格要件を満たさなくなったとき

ウ 本市に対して必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 契約保証金

高知市契約規則第 39 条第 4 号の規定により、免除する。

(4) 契約条項を示す場所

高知市文化観光スポーツ部スポーツ振興課

## 11 問合せ先

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号

高知市文化観光スポーツ部スポーツ振興課

TEL：088-823-2630（直通）

FAX：088-823-2631

E-mail：kc-102300@city.kochi.lg.jp